



まだ
間に合
います！

～特定健診・がん検診の受診はお済みですか？～

受診券の利用期限は3月31日(木)まで！！

40歳以上75歳未満のかたは、必ず年に1回特定健診を受けましょう。

年齢に応じて、若年健診・高齢者健診(後期高齢者医療制度加入者)もあります。

定期通院中のかたへ

定期的に通院し検査(血液・尿検査など)をされているかたは、特定健診を受けていなくても、この検査データを町へ提供していただくことで特定健診を受診したことになり、重複して検査をする必要がなくなります。対象者には、12月に封書で書類を送付しています。データ提供のご協力をお願いします。(2月末日まで)

問合せ 町民生活課 保険年金担当 ☎62-1232

年金を受け取っていたかたが亡くなったときは届出を！

年金の受給者が亡くなったときは、戸籍の届出とは別に14日以内に「年金受給権者死亡届」を届け出なければなりません。

年金は亡くなった月の分まで受け取ることができます。まだ受け取っていない年金があるときは、遺族のかたが受け取ることができます。

●受け取れる遺族のかた

- ・亡くなったかたと生計を同じくしていた配偶者や子・父母など

(詳しくは手続きの際、担当にお問い合わせください。配偶者や子については、遺族給付も請求できる場合があります。)

※届出が遅れると年金を多く受け取ることになり、返納金が発生する場合がありますのでご注意ください。

問合せ 秩父年金事務所 ☎27-6560 町民生活課 保険年金担当 ☎62-1232

み～んなと手で話そう 簡単手話入門

町民の皆さんの手話への理解を深め、普及を図ることを目的に、簡単な手話を紹介します。

【いつ】

両手を上下に置き同時に親指から順に折り、両手の5指を折って握ります。



手話の動きを動画で確認することができます。QRコードからご覧ください。協力：ちちぶ広域聴覚障害者協会

【いつ】



【どこ】

右手人差し指を立て、胸の前で左右に振ります。この表現には「何」という意味もあります。次に、右手五指を折り曲げ、指を下に向けて軽く下ろします。この表現には「場所」という意味もあります。



【どこ】

